

平成 26 年 9 月 1 日

お客様各位

株式会社フォトロン
イメージング事業本部

〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8

高速度カメラ (FASTCAMシリーズ) 日本国外持ち出しに関するご注意

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
掲題の件につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

平成 26 年 7 月 25 日、経済産業省より、輸出貿易管理令の一部改正が公布されました。この改正により、従来は輸出管理規制の対象外（非該当品）であった機種でも、平成 26 年 9 月 15 日施行後は、新たに輸出規制対象貨物に該当するものがございます。

平成 26 年 9 月 15 日以降に弊社製高速度カメラを日本国外に持ち出す際は、弊社から過去に該当/非該当判定書を受けた製品であっても、必ず事前にご連絡のうえご確認をいただけますようお願い申し上げます。

輸出規制該当製品一覧 (販売終了製品含む)

機種名	従来	平成 26 年 9 月 15 日以降
FASTCAM SA-Z	該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①, 10 項-4)
FASTCAM SA-X2	該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①, 10 項-4)
FASTCAM SA5	該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①, 10 項-4)
FASTCAM SA1.1	非該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①)
FASTCAM SA4	非該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①)
FASTCAM Mini UX100	非該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①)
FASTCAM SA-X	非該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①)
FASTCAM APX-RS	非該当 (10 項-4)	該当 (2 項-39①)
FASTCAM MAX-II	該当 (2 項-39②)	該当 (2 項-39②)
FASTCAM ultima II	該当 (2 項-39②)	該当 (2 項-39②)
FASTCAM ultima SE II	該当 (2 項-39②)	該当 (2 項-39②)
FASTCAM spectra	該当 (2 項-39②)	該当 (2 項-39②)
FASTCAM ultima UV	該当 (2 項-39②)	該当 (2 項-39②)
輸出管理令別表 1 2 項-39①: 撮影速度 225,000 コマ/秒を超えるカメラ ※従来非該当 輸出管理令別表 1 2 項-39②: シャッター速度が 50 ナノ秒以下のカメラ 輸出管理令別表 1 10 項-4: 撮影速度 1,000,000 コマ/秒を超えるカメラ		

お問い合わせ先：

株式会社フォトロン 電話 03-3238-2170 輸出管理担当：藤野

< 詳細のご説明 >

平成 26 年 7 月 25 日、経済産業省より、輸出貿易管理令の一部改正が公布されました。この改正により、前述のフォトロン製高速度カメラが、新たに輸出管理令別表 1 にて規定されている輸出規制対象貨物（リスト規制該当品）となります。

以前より、輸出管理令別表1 10項-4で撮影速度が1秒につき1,000,000こまを超える高速度カメラは、輸出規制対象貨物となっていました。今回、2項-39が改正され、撮影速度が1秒につき225,000こまを超える高速度カメラも、輸出規制の対象となります。

改正輸出管理令が施行される平成 26 年 9 月 15 日以降に、輸出規制対象の高速度カメラを日本国外に持ち出される場合、事前に経済産業省から輸出許可を得る必要があります。

尚、10 項-4 で規制対象となる高速度カメラの輸出許可をお持ちのお客様も、2 項-39 で輸出許可を得る必要があります。

輸出規制対象貨物を許可なく日本国外へ持ち出した場合、法に基づき罰せられる可能性があります。

フォトロンでは、日本国外への持ち出しに関するご相談を受け付けております。ご相談及び該当/非該当判定書、項目対比表のご依頼は、下記担当までご連絡をお願い申し上げます。

お問い合わせ先：

株式会社フォトロン 電話 03-3238-2170 輸出管理担当：藤野

関連先リンク：経済産業省（安全保障貿易管理課）のホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

以上